

第51回全日本中学生ホッケー選手権大会

参加受付に、署名した「行動規範確認書」
を提出してください

ホッケー競技運営規程

「行動規範確認書」について【抜粋】

第51回全日本中学生ホッケー選手権大会
レギュレーション(TD通達)

新型コロナウイルス感染予防について【抜粋】

2021年4月1日施行

公益社団法人 日本ホッケー協会

付属書 4 行動規範

- 1 JHA は、ホッケーの試合が公正かつ安全に行われるための大会運営およびホッケーをプレイすることに関するすべての権限を有する。したがってホッケー競技に関わる者は、JHA の定める規程と指示を遵守することに合意するものとする。
- 2 行動規範は JHA が主催または共催する大会および JHA が認定した全試合の参加者に適用される。
- 3 以下が参加者と見なされる。
 - a 参加チームのチームメンバーと役員。これにはプレイヤー、監督、コーチ、テクニカルスタッフを含むコーチングスタッフ、医療担当者が含まれる。
 - b 全ての競技役員。これには JHA 代表、TD、TO、ジャッジ、アンパイアマネージャー、アンパイア、メディア担当者、医療担当者、JHA または実行委員会が指名する役員が含まれる。
 - c 実行委員会委員。
- 4 行動規範は大会に参加する者が、ホッケー競技の安全性の向上と振興のための責任と自覚を持つために制定される。
- 5 すべての参加者は自らの行動と態度に責任を持ち、自らの言動の正当性が説明できなければならない。
- 6 大会に参加するチームのプレイヤーと役員に必要な指示を行うのは監督の責務である。JHA が定める規程に違反した場合は、プレイヤー、役員とともに監督も責任を負う。チーム関係者（応援の保護者等を含めて）の全てについて監督は責任を負う。
- 7 大会中の違反行為および JHA が定める規程等に関わる疑義は、大会開催中は TD が対応する。大会の終了後は JHA 技術委員長が対応し、必要に応じて JHA 倫理委員会で審議される。
- 8 JHA は、大会参加者が最高水準の行動と規律を保つよう努めなければならない。
- 9 大会参加者は、競技フィールド上、会場、宿舎で適切に行動しなければならない。ホッケー競技の利益を損なう行為、ホッケー競技への不信を招く行為および不正行為を行ってはならない。
- 10 以下は不適切あるいは許容されない行為と見なされる。
 - a 他の参加者、一般観衆に対する暴言、暴行、敵意
 - b アンパイアの判定や役員の決定に対して挑発的または批判的に、不適切なやり方で論争、抗議、反発すること
 - c アンパイアまたは競技役員に攻撃的な態度で向かって行くこと
 - d 罵りや無礼な発言や身振り
 - e 装備、衣服、会場の施設、備品を乱暴に扱うこと
 - f ドーピング検査官に対する暴言、暴行、敵意

- 11 監督、キャプテン、TD が指名するプレイヤーは、要請に応じてメディアとの会見に出席しなければならない。
- 12 公式発言は適正、建設的で分別があるものでなくてはならない。他のプレイヤー、アンパイア、競技役員や大会実行組織委員の個人を攻撃する内容であってはならない。
- 13 JHA は公式発言を以下のように定める。

発言の全部、一部または要旨が一般に公表された発言。公表された媒体（新聞、雑誌、定期刊行物、電子刊行物（インターネット、eメール等）、テレビ、ラジオ等）は問わない。
- 14 プレイヤー、チームスタッフはドーピング検査官に対し暴言、暴行、敵意ある行為を行ってはならない。日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が禁止する薬物または薬物関連物質を所持したり、薬物に関する規定を犯してはならない。
- 15 薬物に関する規則により処罰中のプレイヤー、チームスタッフはホッケー競技に関与することはできない。
- 16 大会参加者はいかなる場合においても賭博行為を行ったり、賭博行為を誘導する行為をしてはならない。これにはインターネットを通じた賭博行為、他の大会参加者との賭博行為が含まれる。
- 17 大会参加者は賭博、汚職に関わるいかなる行為も行ってはならない。（試合結果の操作、賄賂の受け取りや誘導、賭博のために内部情報を利用または提供すること等。）

第51回全日本中学生ホッケー選手権大会レギュレーション(TD通達)

14.新型コロナウイルス感染拡大防止対策

(1) 本大会は、**無観客**により大会を実施する。

(2) 大会実行委員会が定める感染拡大防止ガイドラインに従うこと。

大会初日には、「大会参加同意書」及び「2週間前からの健康観察表（個別）」、「当日の健康観察表（チーム一覧）」等の提出を求める。

また、大会2日目・3日目は「当日の健康観察表（チーム一覧）」の提出を求める。

(3) 大会期間中に、選手や引率者に風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）や倦怠感、味覚臭覚異常など、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合、**そのチームの大会参加を認めず棄権とする。**

(4) 大会期間中に、対戦した相手チームの選手や引率者に風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）や倦怠感、味覚臭覚異常など、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合、**そのチームの大会参加を認めず棄権とすることもあり得る。**

※上記（3）（4）は、今年度の全中大会チーム競技に共通する規定である。

付属書 5 行動規範における違反と処罰レベルのガイドライン

レベル 1

レベル 1 の違反に対する処分は、その個人に対する訓戒または（および）最低 1 試合の出場停止とする。

レベル 1 の処分対象となる行為の例

- 他の参加者、一般観衆に対する暴言、敵意
- アンパイアの判定または競技役員への決定に対する挑発的ないし批判的な論争、抗議、反発
- 攻撃的な態度でアンパイアまたは競技役員に向かうこと
- アンパイアの判定に対し過剰なアピールをすること
- スティックやボールをプレイヤー、アンパイアまたは競技役員への付近へ不適切または危険な方法で投げる
- プレイ中に他のプレイヤーに対し不適切または意図的な身体的接触をすること
- 卑猥、攻撃的、侮辱的とされる無礼な発言、罵詈雑言、身ぶり、手振り
- ホッケー装具、服装、会場の施設や設備の損壊
- 公的な発言の場で、プレイヤー、アンパイア、役員に関する不公正、非建設的、不適または分別のない発言をすること
- 要請されたメディアとの会見を欠席すること

レベル 2

レベル 2 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 2 試合の出場停止とする。

レベル 2 の処分対象となる行為の例

- アンパイアに対する威嚇的ないし攻撃的行為
- 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷に至らない暴行
- フィールド上での暴力行為
- 人種、宗教、性別、肌色、祖先、国籍、出身民族に関する侮辱、恫喝、侮蔑、中傷の発言または身振り
- レベル 1 の処分対象行為のくり返し

レベル 3

レベル 3 の違反に対する処分は、その個人に対する最低 5 試合の出場停止とする。

レベル 3 の処罰対象となる行為の例

- 他のプレイヤー、アンパイア、競技役員、観客に対する負傷を伴う暴行
- レベル 2 の処分対象行為のくり返し

行動規範 確認書

1. 私は、大会に参加するにあたり、大会に参加するチームの監督として、公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、今大会レギュレーション（TD通達）の「新型コロナウイルス感染予防対策について」を確認しました。
2. 私は、私が監督をするチームが大会に参加するにあたり、プレイヤーおよびチーム役員の全員が公益社団法人日本ホッケー協会の競技運営規程付属書の行動規範、今大会レギュレーション（TD通達）の「新型コロナウイルス感染予防対策について」を確認したことに責任を負います。

大会名 : 第51回 全日本中学生ホッケー選手権大会

チーム名 : _____

監督署名 : _____

署名日 : 西暦 2021年 8月 日